

# 経営戦略

岩手県釜石市  
農業集落排水事業

## 第1 農業集落排水事業の現状と課題

### (1) 行政人口と需要

当市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による行政人口の推計では、平成27年度末35,547人から平成37年度末には29,378人となる見込みです。

平成27年度末における栗林地区農業集落排水事業の計画人口及び処理人口はそれぞれ824人、743人で整備率は98.4%、また水洗化人口は685人で水洗化率は94.6%となっており、東日本大震災以降、被災した鶴住居・片岸地区から移転する方が増加しています。

有収水量については、水洗化を促進することにより増加する傾向にありますが、行政人口の減少に比例して水洗化人口の減少、市民の節水意識の高まりや節水器具の普及に伴い、大幅な増加は見込めないものの、最低限の経費分を基礎使用料とし、1m<sup>3</sup>から従量制を適用させる使用料体系にしたことで、大幅な減収とならないよう改定を行ったところです。

### (2) 栗林地区農業集落排水事業施設

当該事業は平成16年12月に供用を開始いたしました。

東日本大震災前は、当初の計画人口860人に対し、700人の処理人数で推移しておりましたが、東日本大震災後は、被災した地区から移住する方が増加し、計画人数に肉薄する状況となったため、平成28年度から新たな接続を受け付けないこととしました。

また、その処理方式が、合併浄化槽と同様であるため汚泥の処理費、消毒用薬剤が必要となり、汚水1m<sup>3</sup>あたりの処理原価は650円前後必要となります。これが使用量増加に伴い、その経費も増加することになるため、一般会計からの繰入金は年々増加しております。

### (3) 抜本的な対策

今後も接続を希望する住民に対応する必要があること、処理方法を見直し汚水処理原価を公共下水道と同程度に抑制することを考えると抜本的な解決策は公共下水道である鶴住居処理場に接続し、栗林地区農業集落排水事業を廃止する方針を決定しました。

また、鶴住居処理場の機能を圧迫しないため、栗林地区農業集落排水施設を一時貯留施設として利用し例えば夜間のみ鶴住居処理場で処理する等、利活用を検討してまいります。

### (4) 統合の時期

鶴住居処理場の完成が平成29年であることを踏まえ、平成29年度から社会総合交付金を利用した詳細設計委託及び管渠の工事を進め、平成33年4月に接続することを目標とします。

## 第2 投資・財政計画 (別紙)

### (1) 投資についての説明

- 処理施設を一時貯留施設に改造するための経費や公共下水道と接続する部分までの建設改良費を見込んでいます。

### (2) 財源についての説明

#### ○ 収益的収入

当該事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計補助金及び長期前受金戻入となっています。

そのうち、使用料については、平成28年度に節水機器や人口減少に対応した使用料体系としたところであり、公共下水道統合後は、公共下水道の使用料を適用することとします。

#### ○ 資本的収入

資本的支出（投資）に係る財源については、国土交通省の「社会資本整備総合交付金事業」による国庫補助金を事業費の1/2程度見込んでいるほか、企業債の借入、損益勘定留保資金での財源確保を見込んでいます。

また、企業債の償還については、損益勘定留保資金及び一般会計出資金を充当する形となっています。

一般会計出資金については、企業債償還に係る繰出基準分（国が示す繰出基準に基づく繰入）に加え、経営の安定を図るため基準外での出資金を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画の前提条件

収益的収支については、平成 27 年度までの実績とともに、平成 28 年度の決算見込みを考慮し、算定しています。

なお、人件費や物件費等の物価上昇は見込まず、現状の水準で推移するものとしています。

第 5 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員に関する事項（組織・機構・人員の適正化）

現在は、公共下水道事業に委託する形をとっております。

(2) 最適化に関する事項

当市の処理施設は、大平下水処理場、上平田下水処理場、鶴住居下水処理場（平成 29 年 12 月供用開始予定）の 3 つがあります。

このうち、鶴住居下水処理場と統合することで改修費及び維持管理費の抑制に努めていきます。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

○ 水道事業と合わせた使用料徴収、滞納整理、窓口の包括的委託の検討

使用料に係る業務は、現在水道事業所に委託していますが、他市町村で導入している民間企業における包括的な委託が窓口サービスや収納率向上等成果をあげていることを鑑み、今後導入について水道事業所と共に検討することとします。

○ 施設の包括的委託

処理場やマンホール式ポンプ等の施設に係る管理業務等については、建設当初から民間企業に委託していますが、委託期間を単年度ではなく複数年契約とすることで、計画的な管理計画を作成することができ、委託金額を抑制できる可能性を検討することとします。（現在一部実施中）

(4) 資金不足比率の見通し

現時点においては地方財政法に定める資金の不足は発生しておりませんが、今後も資金不足の状態に陥ることのないよう財政状況の健全化に努めます。

(5) 資金管理・調達に関する事項

減価償却費等によって生じる内部留保資金の見通しを適切に見積もること、また、その留保資金の中で今後の事業を行っていくことを基本的な方針とします。

事業の運転資金に影響する現金収支に関しては、決算書上の損益ではわかりづらいためキャッシュ・フロー計算書により資金増減の要因について検証を行います。

(6) 情報公開に関する事項

当該事業は、接続や利用にあたってのマナーをはじめ、市民の理解と協力が不可欠な事業です。

このことから、利用者に対し市ホームページや市広報を通じ、伝えたい重要な情報についてわかりやすく伝えていくよう努めます。

また、情報を発信するだけでなく、双方向的な広報活動を実施し、市民のニーズに十分応えることが出来るよう情報公開に努めます。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

当該事業を実施する意義として、地域住民の生活及び事業者が行う生産活動から生ずる汚水等を処理することにより周辺地域の主に衛生面での生活環境を改善することや、雨水を排除することによる浸水対策、生活排水等を終末処理場で処理したのちに河川・海等へ放流することから、公共用水域の水質が保全されることが挙げられます。

地域住民の快適で衛生的な生活を確保するための必要不可欠なサービスであると考えます。

(2) 公営企業として実施する必要性

当該事業は施設の建設に巨額の資金を必要とし、その投下資本の回収に長期間を要することから民間資本の進出が期待できないこと、また、日常生活の環境整備の面から地方公共団体が行う一般行政事務と密接な関連に基づき実施する必要があることなどから、公営企業として実施する必要があると考えます。